

令和4年度第12回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月14日(火)
午前9時26分～午前11時06分
場 所 川棚公民館 2階 講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4名

傍聴人 0名

令和4年度第12回総会

(開始時刻9時26分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第12回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に議席番号5番 田崎育子委員と、議席番号6番 岡本住子委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それではご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、3,689㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から東へ約800mに位置している農業

振興地域内の農用地です。申請理由は、耕作及び管理ができない譲渡人の要望に、前耕作者である、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、4,915㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約1.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、県外に居住しており、今後も帰郷の意思がない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、4,816㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11、12ページをご覧ください。なお、10ページの航空写真では、確認が難しいので、本日、お配りしております、航空写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、耕作及び管理が困難な、農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者の譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

議席11番の河本隆一です。去る3月8日、事務局2名、委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。

事務局から説明があったとおり、この農地については、譲受人が依頼されて耕作していた農地でございます。譲渡人は、歳もとり機械もないことから、稲作をするような状況ではありませんでしたので、譲受人に申し入れをして同意いただいたということでした。

譲受人は農業を本気でやっております、機械も全部そろっておりますので、何ら問題ないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号15番 藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

15番の藤本です。2番の案件についてご報告いたします。令和5年3月8日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請地については、譲受人が以前から利用権設定により耕作しており、譲渡人の要望に譲受人が応じ、取得するものです。申請地周辺の農地も譲受人が耕作している地域ですので、取得後も一体的に耕作・管理がなされると思いますので、何ら問題ないと思われまます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。3月8日に、事務局2名、農業委員2名、で現地確認を行いました。

申請内容は、譲渡人は耕作が困難で後継者もないことから、以前から利用権を設定していた譲受人に贈与するもので、譲受人は他の地区も含め約26ha耕作しており、何ら問題はないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書13ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、14、15ページ、公図は16ページで、土地利用計画図は17ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約450mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりです。転用目的は、周辺住民からの要望を受け、4台分の貸駐車場を整備するものがございます。本案件は、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、4台分の借受申込書が提出されており、申請地には、北西側の宅地部分を通行する計画となっておりますが、申請者を含む過半数の土地所有者から通行承諾が提出されております。本案件には、一体利用地が1筆ございますが、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地から、法定外公共物をとおり、道路側溝に放流されますが、申請者を含む過半数の土地所有者は、雨水の放流についても承諾しており、周辺農地への営農に

は支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

13ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、18、19ページ、公図は20ページです。土地利用計画図は21ページでございますが、確認がしづらいため、本日、お配りしております、土地利用計画図にてご確認ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北へ約820mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、駐車場及び通路の整備でございます。申請理由につきましては、**■■■■■**に駐車スペースの確保が困難なことから、この度の計画に至ったもので、隣接地の所有者から相談を受け、併せて通路を整備するものでございます。カーポートを含む2台分は、申請者が利用し、残りの2台分は、貸駐車場として利用する計画となっております。本案件も、2台分の貸駐車場が整備されますので、2台分の使用申込書が提出されております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地は、申請地の残地部分のみで、既に造成工事がなされ、既存のり面が形成されております。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路又は、申請者の自己所有農地に放流されますが、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成8年頃から、農地法の許可なく、申請地を駐車場及び通路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられません。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。3月7日に、事務局2名、委員2名、で現地確認を行いました。

現地は、宅地に囲まれた荒れた農地で、ここに入るのに軽自動車ぐらいしか通れない狭い通路で入っていくようになります。雨水は、進入路を通って公道に接する側溝に排水されますし、第3種農地でもあり、何ら問題はないと思います。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。2番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。3月8日に、事務局2名、農業委員2名、で現地確認を行いました。

現地確認時、既に申請地の一部は造成されており、車1台分のカーポートが設置され、ほかの部分は砂利が敷かれていました。申請内容は、事務局の説明のとおり、XXXXXXXXXXに駐車スペースを確保することが困難なため、平成8年ごろから駐車スペースとして利用していたものであります。今回農業委員会会長あてに始末書が提出されております。

汚水はなく、雨水は農業用排水路及び自己所有の農地に流入いたします。致し方ないと思います。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書22ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は26、27ページ、公図は28ページで、土地利用計画図は29ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から、南西へ約1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、店舗の敷地拡張でございます。申請理由につきましては、現在経営しているカフェに、ペット連れの客が多く、また、屋外の飲食スペースも手狭なため、この度の計画に至ったもので、県外に居住しており、管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本案件の一体利用地は、譲受人の所有地1筆のみで、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切りを設置する計画となっております。一体利用地からの汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に、雨水は、道路側溝又は、隣接地に放流されますが、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

2番から9番は、全て同じ譲受人で、目的も、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、権利移動の区分も、全て、売買による所有権の移転となっております。パネル設置面積、発電出力は、議案書の備考欄に記載しておりますので、そちらをご覧ください。また、譲受人は、既に、小売電気事業者と電気売買契約の締結がなされております。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書22ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、30、31ページ、公図は、32ページ、土地利用計画図は33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約350mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、土地の面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されておらず、日射量や価格面等検討した結果、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路又は、道路側溝に放流されます。また、現地調査において、土地利用計画図に図示されている申請地内の既存の私水路も確認できましたので、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書23ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、34、35ページ、公図は、36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約480mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由は、2番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

しかしながら、現地調査において、土地利用計画に疑義が生じております。タブレットにメールしております、参考資料、5条NO3をご覧ください。

公図及び土地利用計画の境界は、赤の線で示している部分と思われませんが、現地は、青の点線部分に、土水路が設置されており、境界が著しく異なっており、畦畔もないことから、境界の確認もできませんでした。また、赤線と現況道路の位置も異なっていると考えられ、法定外公共物の担当課との協議、又、各隣接地の土地所有者との境界についての協議も必要と考えます。

事務局といたしましては、土砂の流出対策の確認には、境界の確定が、必須と

考えており、提出された土地利用計画では、許可相当との判断には至っておりませんので、保留相当と考えます。

23ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、38、39ページ、公図は、40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約690mに位置している農地で、農地の区分は、現在、調査中でございます。申請理由は、2番と同様です。

本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

しかしながら、こちらの案件も現地調査において、土地利用計画に疑義が生じております。タブレットにメールしております、参考資料、5条NO4をご覧ください。

本案件も、現地と公図及び土地利用計画の境界が著しく異なっております。また、申請地内の水路、道等を確認したところ、土地所有者が整備したものではなく、公共事業により設置された施設の可能性があると考えております。事務局といたしましては、過去の事業について、担当課への確認が必要と考えており、事業内容にはよりますが、申請地が、太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用許可することができない「第1種農地」に該当することも想定されます。また、第2種農地との判断になった場合においても、関係者との協議は必須と考えますので、本案件についても、保留相当と考えます。

23ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、42、43ページ、公図は、44ページ、土地利用計画図は45ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約600mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。申請理由は、2番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。ただ、門扉の設置箇所については、道との高低差がありましたので、設置個所に疑義が生じておりますが、事業完了の現地調査時に、確認をさせていただきます。なお、土地利用計画図にも記載しておりますが、申請地の北側に、農業用倉庫が建設されておりますが、撤去する計画となっており、資金計画書に撤去費が計上されておりました。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書24ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、46、47ページ、公図は、48ページ、土地利用計画図は49ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から、北西へ約1.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。申請理由は、2番と同様です。本案件には、一体利用地1筆がございますが、譲渡人の所有地で、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

24ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、50、51ページ、公図は、52ページ、土地利用計画図は53ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北東へ約700mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、2番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

24ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、54、55ページ、公図は、56ページ、土地利

用計画図は57ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から、北東へ約2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。申請理由は、2番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が南側にございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書25ページをお開きください。9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、58、59ページ、公図は、60ページ、土地利用計画図は61ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から、東へ約610mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、2番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び6番案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番 有田です。1番及び6番の案件について報告いたします。3月9日に

農業委員 2 名と事務局職員 3 名で現地を調査いたしました。

まず、1 番の案件について説明いたします。申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。現在、カフェを経営している譲受人が、ペット連れのお客さんが増えたことに対応するため、屋外の飲食スペースの増設とドッグランを作るために、隣接した申請地を購入するものです。

雨水・汚水の処理は問題ありませんし、土砂の流出対策もなされることから周辺への影響は無く、問題ないものと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、6 番の案件について説明いたします。申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。譲渡人は、今後申請地の耕作を行う予定が無く、維持管理も困難であることから譲受人の要望に応じたものです。周辺にさえぎるものが無く、日当たりが良いためこの度の計画に至ったものと思われま

す。計画の内容は、過去の申請と比較しても妥当であると判断しております。土砂の流出対策、雨水の処理についても確保されていることから、問題ないものと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番から 5 番の案件につきまして、議席番号 1 7 番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

1 7 番 岩本です。2 番から 5 番の案件について報告いたします。令和 5 年 3 月 9 日に農業委員 2 名と事務局職員 3 名で現地を調査いたしました。

まず初めに 2 番の説明をいたします。

申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。相続により取得した譲渡人が今後の維持管理が困難で利用予定もないことから譲受人の要望に応じたものです。土地利用計画の内容は、計画面積や内容について過去の申請と比較しても妥当であると判断しており、土砂の流出対策、雨水の放流についても確保されていることから、問題ないものと判断いたしました。

続きまして 3 番について説明いたします。

申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。申請者から提出のあった公図や土地利用計画図等の資料を基に現地を確認したところ、図面と現地が合わない部分がありまして、隣接地の所有者・関係者との協議が不足している状態ですので、この申請については「保留」すべきであるとの判断をい

たしております。

続きまして4番について説明いたします。申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。

この申請も3番と同様に公図や土地利用計画図等が現地と合わない内容となっており、しかもどう見ても公共投資により設置されたものと思われる施設が設置されていたため、「農地の区分」の判断もできない状態です。したがって、3番同様に「保留」にすべきであるとの判断をいたしております。

続きまして5番について説明いたします。

申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。

申請地は、譲渡人において今後の維持管理が困難で利用予定もないことから譲受人の要望に応じたものです。土地利用計画の内容は、計画面積や内容について過去の申請と比較しても妥当であると判断しており、土砂の流出対策、雨水の放流についても確保されていることから、問題ないものと判断いたしました。農業用倉庫の撤去の説明がありましたが、ぼろぼろの建物で、倉庫としての利用は無く、この度の申請の中で資金計画に撤去費用を見込んで、撤去する計画となっておりますので、致し方ないものと判断をしております。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

16番の金田です。7番の案件についてご説明いたします。3月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局説明にありましたように当案件は、非フィットによる太陽光発電設備の設置許可申請であります。

現地は一団の農地の端部に位置し、2辺を河川及び道路に接した農地で休耕状態にあります。設備設置に伴う造成工事を行われないことにより、土砂の流出及び汚水の発生はなく、雨水は既設の暗渠を利用して河川へ直接放流されることから隣接農地の営農には支障ないと思われれます。

また、転用面積につきましては、土地利用計画における建ぺい率が40%を超えており、別に定めのない現時点では、過去の許可案件と比較し、妥当であると判断しています。

他に適当な土地はなくやむを得ないと思います。

ご審議の程、よろしく願いします。

議長（山田会長）

続きまして、8番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。8番の案件についてご報告いたします。3月7日に、事務局2名、委員2名で現地確認を行いました。

現地は、以前にハウスも建っていたところですが、今は解体されて更地になっているところで、最近は隅のほうだけで耕作をされていたようです。太陽光発電設備を設置するということで、2筆は1m位高低差がありますがどちらも雨水は農業用排水路に流れるようになっており、何ら支障はないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。9番の案件について補足説明をいたします。3月7日に、事務局2名、委員2名で現地を確認いたしました。

事務局の説明のとおり、非フィットの太陽光発電を設置するものです。設置場所を探していたところ、主要県道に隣接し、面積も確保できるなど立地条件が良いことから、申請地として計画し譲渡人に申し出たものです。

譲渡人は、自宅から離れており管理が困難であったことから申し出に応じたものです。申請地は四方を道路・水路・宅地・太陽光発電に囲まれた農地で周辺には農地はありません。

雨水は、農業用以外の水路に流れ、用途区域内の第3種農地でもあり、特に問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

新久保克己委員

2番の新久保です。現地が異なることから保留との説明がありましたが、保留以外に対応方法があるのですか。

事務局（岡部事務局次長）

お答えいたします。申請に対する対応としては、許可、不許可、保留の3つとなります。

今回の案件につきましては、現地と申請された図面が著しく異なっているというところで、相手方にまたお話を伺いして、対応方法についてどのように考えるかを整理して判断が、適当と事務局は判断し、保留が適当と考えております。以上です。

議長（山田会長）

新久保委員よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、1番、2番及び5番から9番については「許可」とし、3番及び4番については、「保留」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、1番、2番及び5番から9番については「許可」とし、3番及び4番については、「保留」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

総会議案書62ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、671㎡で、申請地の位置図は、63、64ページ、公図は65、66ページをご覧ください。本案件も位置図64ページでございますが、確認しづらいため、本日、お配りしております、位置図、あわせてタブレットにメールしております、参考資料、現況NO1をご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から、南西へ、約2.3kmに位置する土地でございます。令和5年3月9日に、農業委員2名、最適化推進委員

1名と事務局職員3名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございました。議案書にも記載しておりますが、申請地内に笹竹は確認できましたが、申請地の概ね40%程度は保全管理された農地で、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

1番の案件につきまして、議席番号18番有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番 有田です。1番の案件について報告いたします。

令和5年3月9日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員3名で現地を調査いたしました。

内容については事務局が説明したとおりです。申請地内の北側の半分以上は笹竹が生えて荒れている状態でしたが、4割程度はきれいに管理されている状況でしたので「農地」と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号

■番 ■委員、議席番号 ■番 ■委員、議席番号 ■番 ■委員、議席番号 ■番 ■委員、議席番号 ■番 ■委員、そして ■該当しておりますので、この後、退席となります。

このため、■の議長の職務につきましては、「下関市農業委員会規程第3条」に基づき、会長職務代理者の田崎育子委員に代理をお願いいたします。

田崎職務代理は議長席への移動、議事参与の制限に該当する委員の皆様は退席をお願いいたします。

(田崎職務代理 議長席へ移動)

(該当委員 退席)

議長（田崎会長職務代理）

田崎です。ここからは議長を交代し、私が議事進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書67ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年4月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、別紙「議案第5号関係資料①」の「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年4月1日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（田崎会長職務代理）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定に

よる農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議案第5号の審議が終了いたしました。それでは、退席委員の着席をお願いいたします。また、ここで山田会長と議長を交代いたします。皆様ご協力ありがとうございました。

(委員 着席)

議長 (山田会長)

田崎委員ありがとうございました。改めまして、ここからは私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■番■■■■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

(委員 退席)

議長 (山田会長)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明いたします。総会議案書68ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、69ページの「1. 農用地利用配分計画(案)(下関区域分)」と、70ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域分)」をご覧ください。

2番、内容につきましては、71ページ、72ページの「2. 農用地利用配分計画(案)(菊川区域分)」と、73ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(菊川区域分)」をご覧ください。

3番、内容につきましては、74ページから81ページの「3. 農用地利用配分計画(案)(豊田区域分)」と、82ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(豊田区域分)」をご覧ください。

4番、内容につきましては、83ページの「4. 農用地利用配分計画(案)(豊北区域分)」と、84ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(豊北区域分)」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料①」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、退席委員の着席をお願いいたします。

(委員 着席)

議長(山田会長)

次に、日程第7「議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」と日程第8「議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」ですが、相互に関連しますので、一括で事務局から説明していただき、お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(岡部事務局次長)

日程第7「議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定につ

いて」と日程第8「議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、総会議案書は、85、86ページとなります。併せて別紙 議案第7号関係資料、議案第7号参考資料、本日配布した議案8号関係資料をご確認ください。なお、議案第7号関係資料に訂正がございます。3ページ、2の(1)担い手への農地利用集積目標の表、「3年後の目標」の「集積率」の欄が43.0%と記載していますが、正しくは43.4%でございます。大変申し訳ありませんでした。

それではご説明します。

この指針は、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を定めるもので、最適化活動の目標は、単年度の活動目標を定めるものであり、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の日々の活動の指標となるものです。

まず、議案第7号の指針の改定ですが、平成30年度の5月総会にお諮りし、平成30年5月15日付けで制定しておりましたが、この度の農業経営基盤強化法等の改正に伴い、農業委員会法第7条も改正され、令和5年4月1日で施行されることから、改正農業委員会法に適用するため所要の改定及び、数値目標の時点修正を行うものです。

なお、皆様のご意見を踏まえ、基本的な考え方の下関市の現状の記載を修正しております。

次に、令和5年度の目標設定ですが、国の運用通知等に基づき、実績値等を踏まえ農林水産省が定める計算により設定しているものについては、農地の集積は、40.0%、遊休農地の解消は、既存分1.83ha、新規分3.95ha、新規参入面積は、58.3ha、活動日数は、月平均10日、任意で定める目標については、例年どおり、活動強化月間は、農地パト2か月、利用権戸別訪問2か月の4か月、新規参入相談会への参加は、1回としております。

なお、指針及び令和5年度の目標については、国の運用通知等に基づき、ホームページにて公表するとともに、関係機関へ通知してまいります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しました。

次に、「議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり決定しました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 下関市農業委員会農地利用最適化交付金事業事務処理要領の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

「議案第9号 下関市農業委員会農地利用最適化交付金事業事務処理要領の一部改正について」ご説明します。総会議案書は、87から93ページとなります。

この要領は、農林水産省の「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を補完することを目的に、下関市農業委員会における運用を定めるものです。令和4年度の農地利用最適化活動に係る制度改正、並びに令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の改正に適用するため、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、農地利用最適化活動の点検評価に関する手順について定めるものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第9号 下関市農業委員会農地利用最適化交付金事業事務処理要領の一部改正について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しました

審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から、日程第21「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書94から103ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、37件ございました。

104ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

105から108ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、6件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

138から139ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

140ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

141ページ、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

142ページ、報告第7号「贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

143から145ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

146～149ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は16件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

150から151ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

152ページ、報告第11号「令和4年度農地利用状況調査に係る非農地判断未了農地について」でございます。内容につきましては、153から156ページ、「令和4年度農地利用状況調査による非農地判断未了農地一覧表」のとおりでございます。現地在非農地状態であった農用地区域内の農地について、市長部局と協議を行った結果、非農地判断について支障があるとされた農地について非農地判断未了とするものです。

157ページ、報告第12号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた別段面積の廃止について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行され、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号が削除されることから廃止するものです。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

新久保克己委員

2番の新久保です。

報告11号について、非農地判断を未了するとはどういうことですか。

事務局（中川事務局長補佐）

お答えいたします。

現地は非農地状態ではあるのですが、農用地区域内にあることから非農地判断とはしないということで、保留という位置づけになります。

新久保克己委員

2番の新久保です。今後の農地パトロールの調査は行うのでしょうか。

事務局（中川事務局長補佐）

お答えいたします。

遊休農地からは外れることになります。遊休農地と非農地の間のような扱い

となります。このため、農地パトロールの遊休農地としての調査からは外れることとなります。

事務局（岡部局次長）

補足させていただきます。

今回の農地は全て農用地域内にあります。このため、今後の農業振興について、市長部局の農業振興課に意見を確認したところ、現状においては農用地域内の農地として確保すべき農地と市長部局のほうで判断されたということになります。このため、農業委員会としては、現状においては荒れた状態ですが農地として残すということになります。今後これらの農地がどうなっていくのかというのは、確認はしていかなければならないということになります。

金田豊和委員

16番の金田です。遊休農地と非農地の遊休農地と非農地の間のような扱いはどういうことですか。遊休農地の取り扱いにはならないのですか。

事務局（岡部局次長）

お答えいたします。

遊休農地は1号と2号がありますが、統計上は1号にも2号にも該当しないこととなります。

金田豊和員

では、管理された農地ということですか。

事務局（岡部局次長）

適正に管理された農地ではありませんが、統計上は1号にも2号にも分類しないというのが国等に確認した結果の判断となります。

統計上は、遊休農地と分類されませんが荒廃した農地となります。

田崎育子委員

5番の田崎です。荒れているけど、今回は非農地にはしないということですね。

事務局（岡部局次長）

今回は、現地が荒れている現状であるということ、農用地域内でしたので、市長部局に農業振興上、農用地域内の農地としての必要性について確認した結果、現状においては農用地域内の農地として取り扱ってほしい旨の回答が

ありましたので、農地として残す、非農地とはしないと判断したものです。

田崎育子委員

農地パトロールにはいかないといけないということですね。

事務局（岡部局次長）

申し訳ありませんが、今後の改善等も含め農地パトロール等で確認していただく必要があります。

田崎育子委員

分かりました。

金田豊和委員

16番の金田です。10号の1番ですが、許可時から気になっていた案件ですが、詳細を説明いただけますか。

事務局（岡部局次長）

お答えいたします。

現地が概ね完了のような状態でしたので、確認のため事務局で登記簿をとった結果、申請地の一部、携帯基地局が設置されていた周辺が移転登記されていたということを確認しました。

今回の現地調査を踏まえて、一度申請者とは話をしたいと考えております。

金田豊和委員

悪い事例になってはいけませんので、面積が広い資材置き場については、審査をしっかりとっていくためにも何等か必要なのではと思います。

事務局（岡部局次長）

法令上、可能不可能も含め検討していきたいとは思いますが、資材置き場については難しいと考えています。

金田豊和委員

悪い事例になることをものすごく危惧しています。面積が広い資材置き場については、審査の時点で慎重にやっていかなければならないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

金田委員の要望も踏まえて、今後対応を検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。金田委員の質問に関連して、事務局にも申請した土地が拡張されたような感じがあったので2回くらい報告したのですが、今回行ったときには、奥の土地のあたりは建物を建てるときの基礎工事のような状況になっていました。

この際ですので、きちんと申請者に確認して、報告していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局（岡部局次長）

相手方に確認した結果については、来月の総会でご報告させていただきます。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度12回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻 11時 6分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....